

お知らせ

高額療養費の負担額が変更

70歳未満の国保加入者の高額療養費の自己負担限度額が、1月から左表のとおり変更されます。70歳未満で、12月31日(水)が有効期限の限度額適用認定証か限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている国保加入者には、1月から使用できる認定証を今月下旬に世帯主宛て

1月からの70歳未満の自己負担限度額		
区分	基礎控除後の所得	月額
ア イ	上位所得者	901万円超・未申告 25万2,600円(14万100円)
	一般	600万円超901万円以下 16万7,400円(9万3,000円)
ウ エ	一般	210万円超600万円以下 8万100円(4万4,400円)
	非課税	210万円以下 5万7,600円(4万4,400円)
オ	同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税	3万5,400円(2万4,600円)

※区分のア～オは限度額適用認定証などに記載されている適用区分の記号。  
※区分のア～エの基礎控除後の所得は同一世帯の全ての国保被保険者の合計額。  
※総医療費が区分アは84万2,000円、区分イは55万8,000円、区分ウは26万7,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。  
※( )内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額。

に郵送します(12月31日が有効期限の短期保険証を交付されている人と今月中に70歳になる人は除く)。  
国民健康保険課 ☎027-898-6249

全国一斉に製造業を調査

12月31日(水)を基準日に、全国一斉に工業統計調査が実施されます。この調査は、製造業を営む事業所の活動実態を明らかにすることが目的。今月中旬に知事から任命された調査員が事業所に伺います。調査へのご協力をお願いします。なお、調査票の記入内容は、統計の作成・分析以外には使用しません。  
情報政策課 ☎027-898-6515

総合福祉会館などの予約会

総合福祉会館と第四コミュニティセンターの、4月から6月までの施設利用の予約受付会を開催します。  
受付日時 1月14日(水)午前8時30分～55分  
受付場所 総合福祉会館  
1月9日(金)までの午前8時30分～午後5時に同館 ☎027-3027-1

237-0101へ。予約受付会の翌日からは、電話と窓口で予約を受け付けます  
体育館の予約方法が変更  
旧市立前橋第一体育館の、予約方法が変わります。2月以降に利用を希望する団体は、希望月の調整会議に出席してください。  
日時 2月分(12月15日(月)～3月分) 1月15日(木)～4月分) 2月15日(日)、午後7時  
会場 旧市立前橋第一体育館(日吉町二丁目)

高校進学希望者などに奨学金

高校などへの進学を希望する中学生で、経済的に不安のある人に奨学金を貸与します。  
貸与期間 4月から卒業までの最短修業年限  
対象 2次の全てを満たす市内在住の中学生、2人(選考)。  
①品行方正、身体健全、学業優秀  
②  
③  
④  
⑤  
⑥  
⑦  
⑧  
⑨  
⑩  
⑪  
⑫  
⑬  
⑭  
⑮  
⑯  
⑰  
⑱  
⑲  
⑳  
㉑  
㉒  
㉓  
㉔  
㉕  
㉖  
㉗  
㉘  
㉙  
㉚  
㉛  
㉜  
㉝  
㉞  
㉟  
㊱  
㊲  
㊳  
㊴  
㊵  
㊶  
㊷  
㊸  
㊹  
㊺  
㊻  
㊼  
㊽  
㊾  
㊿

都市計画変更案の縦覧を実施

次のとおり都市計画の変更案を縦覧します。  
変更内容 ① 県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更 ② 区域区分変更 ③ 上細井地区(上細井町の一部)と五代南部工業団地(拡張)地区(五代町の一部)を市街化調整区域から市街化区域へ、下大島地区(下大島町の一部)を市街化区域から市街化調整区域へ(③用途地域変更) ④ 上細井地区を用途地域無指定から第一種住居地域へ、五代南部工業団地(拡張)地区を用途地域無指定から工業専用地域へ、下大島地区を第一種住居地域から用途地域無指定へ(④地区計画変更) ⑤ 下大島地区の区域を変更  
縦覧期間 12月12日(金)～26日(金) (土日曜・祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分  
縦覧場所 ① ②は県都市計画課、前橋土木事務所(上細井町)、市役所都市計画課 ③ ④は市役所

都市計画原案の閲覧と公聴会

群馬総社駅西口整備に向けて、総社町植野と総社町高井の都市計画道路の変更・追加案がまともになりました。この閲覧と公聴会を行います。  
変更内容 ① 幅員の変更 ③ 4・22号大友町西通線の延長177mを20mから23mへ(②追加決定) ③ 4・118号群馬総社駅西口線の延長360m、幅員14m、17m、駅前広場約4,300平方m  
閲覧期間 12月9日(火)～24日(水) (土日曜・祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分

市長 コラム



ようこそ市長室へ  
スマートフォンまたは  
タブレット端末でご覧ください

この号の広報では「人生の年輪」について取り上げました。

私にも55本の年輪が刻まれました。自分の母と妻の両親を気遣うこと、そして子育ての責任ももう少し続きます。市長としての責任と併せ、頑張る年頃だと思います。

さて、30年間、毎日通学路に立ち続ける交通指導員さんの言葉に私は感激しました。「私は毎日の交通整理の大切さと同時に、思いやりの心の大切さを小さな子どもたちから学ぶことができたと感じています。これからは市民から信頼される交通指導員になるよう努力していく決意です」

優しい心をもった人たちがこの前橋を支えています。それは前橋の誇りであり、感謝の思いは尽きません。私も市長としての責任を全うし、より良き年輪を増やしていきます。

山本龍

閲覧場所 ①は県都市計画課、前橋土木事務所(上細井町)、市役所都市計画課 ②は市役所都市計画課、総社市民サービスセンター  
公述申出書の提出 ①意見のある利害関係者は12月24日までに住所・氏名・年齢・職業・原案への利害関係や意見の要旨を書いた公述申出書を①は県都市計画課 ②は市役所都市計画課へ郵送  
公聴会  
日時 1月22日(木)午後7時  
会場 総社市民サービスセンター  
その他 ①期間中に公述申出書が提出されない場合は公聴会の開催を中止し、1週間前に各閲覧

場所と本市ホームページに掲載  
①は県都市計画課 ☎027-226-3654、②は市役所都市計画課 ☎027-898-6944  
都市計画課 ☎027-898-6944

市計画課  
意見書の提出 ①変更案に意見のある人は12月26日までに住所・氏名・意見を記入した意見書を① ②は県都市計画課、前橋土木事務所、市役所都市計画課 ③ ④は市役所都市計画課へ郵送  
① ②は県都市計画課 ☎027-226-3654、③ ④は市役所都市計画課 ☎027-898-6944  
宮城の運動施設休みます  
12月15日(月)は宮城体育館と宮城総合運動場が休みです。  
宮城体育館 ☎027-283-8735

おおさる山乃家が冬季休館

おおさる山乃家は12月29日(日)から3月15日(日)まで休館します。  
青少年課 ☎027-898-5872

前橋けいりんの開催日

期日 12月1日(月)・2日(火)(場外)、3日(水)・6日(土)(利根西前橋サービスセンター、S前橋のみ)、7日(日)・23日(火)(場外)、25日(木)・27日(土)(本場)、28日(日)・30日(火)(場外)  
公営事業課 ☎027-235-2000

**給付金は忘れずに申請を**  
臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請期限は12月26日(金)です。対象の人は、忘れずに申請してください。期限を過ぎると申請ができません。  
臨時福祉給付金専用ダイヤル ☎027-898-1192、子育て世帯臨時特例給付金専用ダイヤル ☎027-243-1192